

金融庁における政策評価に関する基本計画

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、また、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）を踏まえ、「金融庁における政策評価に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を以下のように定める。

基本計画は、別添 1 の『金融庁における政策評価に関する基本計画』の考え方に基づいて実施し、実績評価は、別添 2 の「実績評価における基本政策・施策等一覧」に沿って行う。

1. 計画期間

基本計画の計画期間は、令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日までとする。

2. 政策評価の実施に関する方針

（1）政策評価の目的

金融庁は、政策評価の実施により次の目的を達成することを目指す。

- ① 国民に対する金融行政の説明責任（アカウンタビリティ）を徹底すること
政策評価の実施を通じて金融庁が行う政策の目的、効果等を国民に説明することにより、金融行政の透明性を確保するとともに、国民に対する行政の説明責任を徹底し、行政に対する国民の信頼性の向上を図る。
- ② 国民本位の効率的で質の高い金融行政を実現すること
政策評価の実施を通じて、金融庁が行うべき行政活動の分野の重点化・適正化を徹底することにより、国民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提供する。また、政策評価の結果を政策の企画立案及び実施に反映するとともに、その知見を学習・蓄積することにより、政策の質の向上と政策形成能力の向上を図る。
- ③ 国民的視点に立った成果重視の金融行政を実現すること
政策の実施を通じて国民に対して実際どのような成果がもたらされたか（アウトカム）ということを重視した行政運営を推進することにより、政策の有効性を高める。また、職員の意識改革を進め、手続面を過度に重視するのではなく、国民的な視点に立って成果を上げることを一層重視する行政運営に重点を置くことにより、国民にとって満足度の高い行政を実現する。

（2）実施に当たっての基本的な考え方

政策評価の実施に当たっては、評価の実施体制、業務量、緊急性等を勘案しつつ、重点的かつ計画的に実施するものとし、次の政策について優先的に実施することを

検討するものとする。

- ① 金融庁の任務を達成するために重要な政策
- ② 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策等の中で、金融庁が所掌する政策
- ③ 指定等法人が実施する指定、登録等にかかる事務・事業
- ④ 新規に開始しようとする政策
- ⑤ 政策の決定から一定期間を経過した政策

また、政策評価の実施に当たっては、「2.（1）政策評価の目的」に規定する政策評価の目的を達成するため、政策評価の実施の過程を通じて不断の見直しや制度の改善を必要に応じて行うこととし、それにより政策評価の質の向上を図るものとする。

（3）政策評価の方式

金融庁において実施する政策評価の評価方式は、次の3方式やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるものとする。

① 事業評価方式

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式。

② 実績評価方式

政策を決定した後、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式。

③ 総合評価方式

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式。

3. 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、必要性、効率性及び有効性の観点のほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性といった観点を適切に選択するとともに、行政事業レビューの情報を適切に活用することにより、総合的に評価を行うものとする。

る。

① 必要性の観点

政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、行政関与の在り方からみて当該政策を金融庁が担う必要があるかなどを明らかにすることにより評価を行う。

② 効率性の観点

政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにすることにより評価を行う。

③ 有効性の観点

得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係を明らかにすることにより評価を行う。

④ 公平性の観点

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかを明らかにすることにより評価を行う。

⑤ 優先性の観点

上記の4つの観点からの評価を踏まえて、金融庁の他の政策よりも優先すべきであるかを明らかにすることにより評価を行う。

4. 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、評価対象となる政策の特性に応じて、政策効果の把握に要するコスト等も勘案の上、実行可能で合理的な評価手法により実施するものとする。その際には、政策効果を定量的に把握する評価手法を用いるように努力する。ただし、そのような手法を用いることが困難な場合、又はそれが政策評価の客観的かつ厳正な実施の確保に結びつかない場合には、評価の客観性の確保に配慮しつつ評価対象となる政策の特性に応じて定性的に政策効果を把握する評価手法により行うものとする。この場合においても、できる限り、客観的な情報・データや事実を用いることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るものとする。

また、政策効果の把握に当たっては、当該政策に基づく活動の実施過程を通じて政策効果の把握に必要な情報・データや事実が効果的・効率的に入手できるよう、その収集・報告の方法等に配慮するよう努めるものとする。

なお、金融庁以外の団体等に協力を求める必要がある場合には、その理解と協力を得るように努め、その協力が得られる範囲内で適切に政策効果の把握を行うものとする。

5. 事前評価の実施に関する事項

(1) 事前評価の方式

金融庁において実施する事前評価は、事業評価方式を基本とする。ただし、(2)

②については「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承)等に、また、(2)③については「租税特別措置等に

係る政策評価の実施に関するガイドライン」(平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「租税特別措置等に係るガイドライン」という。)等に基づき実施する。

(注)「租税特別措置等」とは、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等をいう。以下同じ。

(2) 評価の対象

- ① 法第 9 条及び「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」(平成 13 年政令第 323 号。以下「施行令」という。)第 3 条第 1 号から第 5 号に該当する政策(要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助)
- ② 法第 9 条及び施行令第 3 条第 6 号に該当する政策(規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策)
- ③ 法第 9 条及び施行令第 3 条第 7 号及び第 8 号に該当する政策(租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策)
- ④ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業(①を除く)
- ⑤ ①に準ずるもので、社会的影響の大きい政策

(3) 取組方針

評価は、事業を実施する、あるいは規制の新設等をする事前の時点で実施する。

事業の事前評価に際しては、当該事業の実施により予測される効果とそのために必要となる費用について検討を行い、「3. 政策評価の観点に関する事項」に規定する必要性の観点、効率性の観点及び有効性の観点からの評価を行うほか、必要に応じ公平性の観点や優先性の観点からの評価を行うものとする。

規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものであることから、その実施に際しては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析を行うものとする。

租税特別措置等に係る政策の事前評価は、租税特別措置等の透明化を図るために、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析を行うものとする。

なお、事前評価の方法が開発されていない政策については、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進め、その状況を踏まえつつ評価の実施に向け積極的に取り組むものとする。

6. 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 事後評価の方式

金融庁において実施する事後評価は、実績評価方式及び事業評価方式を基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行うものとする。ただし、法第9条及び施行令第3条第7号に該当する政策については、租税特別措置等に係るガイドライン等に基づき実施する。

（２）事後評価の実施計画

法第7条第1項の規定に基づき、一年ごとに、政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する。実施計画には、法第7条第2項各号に該当する政策をその区分に沿って定めるものとする。

（３）実績評価

① 評価の対象

実績評価は、金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象とするものとし、当計画期間における政策・目標は、別添「実績評価における基本政策・施策等一覧」のとおりとする。なお、一年ごとの具体的な評価対象については、基本計画に規定する施策等を必要に応じて見直した上で、実施計画において規定するものとする。

② 取組方針

イ 政策を所管する各部局（以下「政策所管部局」という。）は、評価の実施にあたり、当該政策に関しあらかじめ目標を設定する。目標は、成果に着目した目標で国民に分かりやすいものとなるように努め、具体的かつ客観的に達成度を測定できるような定量的又は定性的な指標を用いるものとなるように努めるものとする。

また、予算編成プロセスで活用される行政事業レビューシート（「行政事業レビューの実施等について」（平成25年4月5日閣議決定）に基づく行政事業レビューの取組において作成されるもの）等の評価関連作業において作成した資料について活用できるものがある場合には活用するものとする。

ロ 定期的に、目標に対する実績の測定を行い、その達成度合いに関して評価を実施する。その結果を受け必要に応じ目標の見直しや政策手段の改善等を行う。

ハ 政策評価担当組織は、目標の設定や評価結果について政策所管部局に対し支援及び必要な助言を実施する。また、評価結果について取りまとめ公表を行う。

（４）事業評価

① 評価の対象

事業評価は、法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたものを対象とすることとし、具体的な評価対象は、実施計画に規定するものとする。

② 取組方針

評価は、事前評価の評価方式に準じて行うものとする。

(5) 総合評価

① 評価の対象

総合評価は、政策の決定から一定期間を経過した政策を対象とすることとし、具体的な評価対象は、実施計画に規定するものとする。

② 取組方針

評価は、次の手法により実施することを基本とするが、評価のテーマ又は性質に応じ適切な方法によるものとし、その評価手法も含めた実施方法について研究開発を進め、早期に実施に取り組むものとする。

イ 政策の効果の発現状況を様々な角度から具体的に明らかにする。その際、政策の直接的効果や因果関係、場合によっては外部要因の影響についても掘り下げた分析を行い、さらに、必要に応じ波及効果（副次的効果）の発生状況及びその発生プロセスなどについても分析する。

ロ イの分析を踏まえ、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因を分析し、「3. 政策評価の観点に関する事項」に規定する必要性の観点、効率性の観点、有効性の観点等からの検討を行うものとする。また、関連する政策との間で整合性がとれているかについても検討する。

(6) 規制に係る政策の事後評価

① 評価の対象

事前評価を行った規制に係る政策を対象とし、それ以外の規制に係る政策についても、積極的かつ自主的に事後評価を行うよう努めるものとする。

② 取組方針

規制の導入時の必要性等が一定期間経過後も不変であるか等の検証を通じて、規制の見直しの透明性及び客観性を高めることにより、規制の質の向上を図るために実施する。

(7) 租税特別措置等に係る政策の事後評価

① 評価の対象

法第9条及び施行令第3条第7号に該当する政策を対象とする。

② 取組方針

租税特別措置等に係る政策の事後評価は、租税特別措置等の透明化を図るために、客観的なデータを可能な限り明らかにし、租税特別措置等の具体的な内容についての検討に資するよう分析を行うものとする。

7. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

基本計画及び実施計画の策定並びに評価書の作成に当たっては、客観性等を確保し、評価の質を高めるため、学識経験者等の意見を取り入れることとする。

また、政策評価の実施に当たっては、評価対象となる政策の特性に応じて高度な専

門性や実践的な知見が必要な場合、又は客観性の確保や多様な意見の反映が強く求められる場合には、次のような方法により、必要に応じ学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

- ① 学識経験者等からの意見聴取
- ② 学識経験者等により構成される研究会等の開催
- ③ 外部研究機関等の活用
- ④ 審議会等の活用

8. 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算、機構・定員、税制改正要望、法令審査等の取りまとめ部局（以下「調整部局」という。）とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等）に活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。

- ① 政策所管部局は、政策評価の結果が確定した場合には、当該政策について見直し作業を進める。また、政策評価の結果及び見直し結果を新たな政策の企画立案における情報として活用する。
- ② 調整部局は、政策の見直し作業に当たり必要に応じ政策所管部局と協議を行い、助言を行う。また、政策評価の結果及び見直し結果を予算要求等の情報として活用する。
- ③ 政策評価担当組織は、毎年１回、政策評価の結果の政策への反映状況について取りまとめ、調整部局に通知するとともに公表を行う。

9. インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

金融庁において実施する政策評価に関する情報（基本計画、実施計画、政策評価の実施結果（評価書等）及び政策評価の結果の政策への反映状況）については、金融庁ウェブサイトへの掲載等の方法により、適時に公表を行うものとする。

法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）」も踏まえ、政策評価の結果の外部からの検証を可能とするため、同項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的に記載するものとする。また、評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする。

なお、政策評価に関する情報の公表に当たり、国及び公共の安全を害する情報又は個人のプライバシーや企業秘密に関する情報などが含まれる場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の考え方に基づいて適切に対応するものとする。

10. 政策評価の実施体制に関する事項

金融庁における政策評価は、政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織、政策所管部局及び調整部局が、適切な役割分担をすることにより実施するものとする。

政策評価の実施に当たっては、政策評価担当組織の総括の下に、政策所管部局がその所管する政策について自ら政策評価を行うことを原則とし、政策評価の結果については関連する部局に連絡することにより、金融庁全体としての政策の企画立案機能の強化を図る。

(1) 政策評価担当組織

政策評価の総括事務を担当する政策評価担当組織は、総合政策局総合政策課総合政策企画室とし、その役割は次のとおりとする。ただし、証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）の所掌する事務に関し、②に規定する役割については、それぞれ委員会事務局総務課及び審査会事務局総務試験室を政策評価担当組織とし、その他の役割については、委員会事務局総務課及び審査会事務局総務試験室は総合政策局総合政策課総合政策企画室に協力するものとする。

- ① 基本計画、実施計画の策定など政策評価に関する基本的事項の企画及び立案
- ② 政策評価における政策所管部局が行う政策評価の実施、及び政策評価の結果の政策への反映への支援及び必要な助言の実施
- ③ 政策評価の実施の取りまとめや公表など政策評価の総括
- ④ 研修の実施等による職員の評価能力の向上や政策評価手法の研究開発

(2) 政策所管部局

政策所管部局の役割は、次のとおりとする。なお、所管する政策が複数の部局にまたがる場合においては、当該政策の主管課等が関係する課等と協議して取りまとめを行い、政策所管部局としての役割を担うものとする。

- ① 政策評価の実施（目標の設定、達成度の測定、評価の実施等）
- ② 政策評価の結果の政策への反映
- ③ 所管政策の政策評価手法（評価の定量化等）の研究開発

また、政策所管部局の調整担当課は以下のとおりとし、上記①及び②に際して部局内の審査及び取りまとめを行うものとする。

- ・ 総合政策局秘書課
- ・ 総合政策局総務課
- ・ 総合政策局総合政策課
- ・ 総合政策局リスク分析総括課
- ・ 企画市場局総務課
- ・ 監督局総務課
- ・ 委員会事務局総務課
- ・ 審査会事務局総務試験室

(3) 調整部局

調整部局に該当する部局は次のとおりとし、その役割は、政策評価の結果を受け

て当該政策に関連する予算及び機構・定員等について必要な調整を実施することとする。

- ① 予算及び機構・定員 : 総合政策局秘書課管理室
- ② 税制改正要望 : 総合政策局総合政策課
- ③ 法令 : 総合政策局総務課・企画市場局総務課

1 1. その他政策評価の実施に関し必要な事項

(1) 国民の意見・要望の受付窓口

金融庁が実施した政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総合政策局総合政策課総合政策企画室とし、金融庁ウェブサイトにおいて意見を受け付ける。

寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。

(2) 基本計画の見直し

この基本計画については、政策評価に関する基本方針の変更、社会経済情勢の変化、政策評価の手法・知見の向上等を踏まえ、「1. 計画期間」に規定する期間内においても適宜必要な改正を行うものとする。

(3) その他

この基本計画の実施のために必要な事項については、総合政策局総合政策課長が定めるものとする。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 令和 8 年 7 月からの 5 年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の 3 つを「基本政策」として定めることとした。
- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
 - ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
 - ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の 3 つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の 3 つの「基本政策」のほかに、
- ・ 3 つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応
(「デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応」「サステナブルファイナンスの推進」「業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応」等)
を「横断的施策」とするほか、
 - ・ 3 つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組として整理する。

(以 上)

実績評価における基本政策・施策等一覧（令和8年7月～令和13年6月）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

（横断的施策）

施策
1 デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応
2 サステナブルファイナンスの推進
3 業務継続体制の確立と災害・システムリスクへの対応
4 その他の横断的施策

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 データ等に基づく政策立案機能の強化
2 検査・監督の質の向上
3 質の高い金融行政を支える組織力の持続的な向上